旅行業協会ボンド保証制度保証金取戻し公告

一般社団法人日本旅行業協会ボンド保証規程第三十一条第一項の規定により次のように公告します。

一、当協会のボンド保証会員であった旅行業者

㈠　旅行業の登録番号及び登録年月日　観光庁長官登録旅行業第一七四号　昭和四十六年十月四日

㈡　商号　東北海外旅行株式会社

㈢　名称、住所及び代表者の氏名　東北海外旅行株式会社　仙台市青葉区一番町一丁目一四番三五号　代表取締役　金成　勇造

㈣　主たる営業所の名称及び所在地　本社営業所　仙台市青葉区一番町一丁目一四番三五号

二、当協会のボンド保証会員となった年月日　平成十一年九月三日

三、当協会のボンド保証会員としての身分を失った年月日　平成二十三年五月三日

四、当協会に預託した保証金等の額　百六十万円也

五、第一号のボンド保証会員であった者との旅行業務に関する取引で当協会のボンド保証会員であった期間におけるものによって生じた債権に関し旅行業法第二十二条の九第一項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から六箇月以内に、当協会の弁済業務規約の定めるところにより、その債権の額及びその取引が成立した時期並びに氏名又は名称及び住所を記載した認証申出書二通並びに本会のボンド保証規程の定めるところによりボンド弁済申請書一通を当協会に提出してください。なお、弁済業務規約に定める弁済限度額及びボンド保証規程に定める弁済限度額は、それぞれ、七千万円及び百六十万円です。

六、前号の期間内に認証申出書及びボンド弁済申請書の提出がなかった場合は当協会はボンド保証規程に基づく弁済を行いません。また、第四号の保証金はボンド保証会員であった者に取り戻されます。

平成二十三年五月二十三日

東京都千代田区霞が関三丁目三番三号

一般社団法人日本旅行業協会

会長　金井　耿

旅行業協会弁済業務保証金認証事務開始の公告

一般社団法人日本旅行業協会弁済業務規約第十一条の規定により次のとおり公告します。

一　当協会の保証社員である旅行業者

㈠　旅行業の業務の範囲　第一種旅行業

㈡　登録番号　観光庁長官登録旅行業第六三七号

㈢　商号　富士トラベル株式会社

㈣　氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名　富士トラベル株式会社　群馬県太田市本町二〇番一七号　代表取締役　池嶋　栄治

㈤　主たる営業所の所在地　群馬県太田市本町二〇番一七号

㈥　旅行業の登録年月日　昭和五十八年一月十日

二　前項の旅行業者（以下「認証対象保証社員」という。）について、平成二十三年五月六日、旅行業法施行規則第四十五条の規定に基づく最初の認証申し出がありました。

三　認証対象保証社員との旅行業務に関する取引で当協会の保証社員であった期間におけるものによって生じた債権に関し旅行業法第二十二条の九第一項の権利を有する者は、当協会の弁済業務規約の定めるところにより、その債権の額及びその取引が成立した時期並びに氏名又は名称及び住所を記載した認証申出書二通に当該権利を有することを証するに足りる書類その他の必要書類を添付して当協会に提出してください。なお弁済限度額は七千万円です。

四　前項により認証申出書の提出があった場合の当協会の認証に係る事務は次により行います。

㈠　認証に係る事務は認証申出書の受理の順序に従って行います。

㈡　前号の受理については、最初の認証申し出のあった日から六十日を経過した日までになされた認証の申し出は、当該最初に認証の申し出のあった日から六十日を経過した日に受理されたものとみなします。

平成二十三年五月二十三日

東京都千代田区霞が関三丁目三番三号

一般社団法人日本旅行業協会

会長　金井　耿

旅行業者営業保証金取戻し公告

旅行業法第９条第７項及び旅行業者営業保証金規則第９条第１項（変更登録を受けた場合）、旅行業法第20条第３項及び旅行業者営業保証金規則第９条第２項（登録の抹消があった場合）、又は旅行業法第22条の15第１項及び旅行業者営業保証金規則第９条第３項（旅行業協会の保証社員となった場合）の規定により次のように公告します。

下記⑩の取戻しをしようとする営業保証金につき、旅行業法第17条第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内に、その債権の額及び債権発生の原因たる事実並びに氏名又は名称及び住所を記載した申出書に権利を有することを証する書面を添付して⑪の申出書提出先に提出してください。前記期間内に申出書の提出がないときは、営業保証金は取戻されます。

平成 23 年５月 23 日

記

［掲載順序］

①商号　②旅行業の業務の範囲（変更登録を受けた場合にあっては、変更登録前の旅行業の業務の範囲）　③登録番号（変更登録を受けた場合にあっては、変更登録前の登録番号）　④氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名　⑤主たる営業所の名称及び所在地　⑥旅行業の登録年月日　⑦変更登録年月日及び変更登録後の登録番号（変更登録を受けた場合）　⑧登録の抹消年月日（登録の抹消があった場合）　⑨旅行業協会の保証社員となった年月日（保証社員になった場合）　⑩営業保証金の額（変更登録を受けた場合にあっては、取戻しをしようとする営業保証金の額）　⑪申出書提出先　⑫掲載者の住所、名称又は氏名並びに法人にあってはその代表者の氏名

＊冒頭のAは変更登録を受けた場合、Bは登録の抹消があった場合、Cは旅行業協会の保証社員となった場合をあらわす。

B　①株式会社中三　②第３種旅行業　③青森県知事登録旅行業第３－106号　④株式会社中三　青森県青森市新町１丁目７番１号　代表取締役社長　向中野光秀　⑤中三旅行部　青森県青森市新町１丁目７番１号　⑥平成８年３月８日　⑧平成23年４月22日　⑩300万円　⑪青森県知事　⑫青森県青森市新町１丁目７番１号　株式会社中三　代表取締役社長　向中野光秀

B　①富士旅行株式会社　②第３種旅行業　③埼玉県知事登録旅行業第３－1067号　④富士旅行株式会社　埼玉県川越市笠幡1688－４　代表取締役　矢澤瑞珠　⑤本社営業所　埼玉県川越市笠幡1688－４　⑥平成22年５月10日　⑧平成23年４月18日　⑩300万円　⑪埼玉県知事　⑫埼玉県川越市笠幡1688－４　富士旅行株式会社　代表取締役　矢澤瑞珠

B　①オリエンタルパートナーズ有限会社　②第３種旅行業　③千葉県知事登録旅行業第３－780号　④オリエンタルパートナーズ有限会社　千葉県いすみ市岬町中原27－５　代表取締役　田中収　⑤本社営業所　千葉県いすみ市岬町中原27－５　⑥平成17年11月４日　⑧平成22年11月３日　⑩300万円　⑪千葉県知事　⑫千葉県いすみ市岬町中原27－５　オリエンタルパートナーズ有限会社　代表取締役　田中収

B　①ワールドエアアンドシーサービス株式会社（ＷＡＳＳＣＯ）　②第３種旅行業　③東京都知事登録旅行業第３－4023号　④ワールドエアアンドシーサービス株式会社　東京都千代田区麹町三丁目１番８　代表取締役　徳武進吉　⑤本社営業所　東京都千代田区麹町三丁目１番８メインズ麹町305　⑥平成８年７月31日　⑧平成23年４月13日　⑩300万円　⑪東京都知事　⑫東京都千代田区麹町三丁目１番８　ワールドエアアンドシーサービス株式会社　代表取締役　徳武進吉